

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等の一部改正について

1 改正の趣旨

令和 7（2025）年 4 月 1 日から栃木県電子申請システムの電子収納機能を使用したキャッシュレス決済が対応可能になったことに伴い、添付書類を明確化するため、所要の改正を行うこととしました。

2 改正内容

- (1) 申請に係る手数料納付の方法に栃木県電子申請システムの電子収納機能を使用したキャッシュレス決済を追加しました。
- (2) 栃木県電子申請システムの電子収納機能を利用して手数料を支払った場合は、栃木県電子申請システムの申込内容照会の申込内容印刷ボタンにて印刷できる画面コピーを申請書に添付してください。
- (3) その他所要の改定を行いました。

3 適用期日

令和 7（2025）年 4 月 1 日から適用します。